

農業経営基盤強化促進法に基づく特例事業規程承認公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第9条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和7年4月1日付けで申請があった特例事業規程の変更について、農業経営基盤強化促進法第8条第3項の規定に基づき次のとおり承認した。

令和7年(2025年)4月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 特例事業規程 別紙のとおり。
- 2 認可年月日 令和7年(2025年)4月23日